

加古川市監査委員	中西 一人
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	森田 俊和
加古川市監査委員	木谷 万里

定期監査等の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査等を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

地域振興部（商工労政課、観光課、ウェルネス推進課、農林水産課、公設地方卸売市場）、議会事務局、農業委員会事務局及び監査事務局において、平成 2 6 年度に執行された事務事業及び平成 2 5 年度に執行された補助金を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

平成 2 7 年 5 月 8 日から平成 2 7 年 5 月 2 8 日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業は、おおむね適正にかつ効率的に執行されていると認められた。しかし、事務の一部について別紙のとおり改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

別紙

条例、規則に基づかない事務処理について

加古川市公設地方卸売市場業務条例及び同施行規則に即していない事務執行等が数多く見受けられた。これらを個別の事象として捉えるのではなく、過去から発生している状況について、根本的に原因を究明するとともに、例規の見直しや事務処理の手順を整理するなど、適正な事務執行に取り組まれない。

- (ア) 保証金に代わる担保の規定がないにもかかわらず、保証金が現金以外で納入されているものが見受けられた。(条例第 8 条及び第 22 条関連)
- (イ) 関連事業者の種別に係る規定が明確でなく、適用する号を誤り許可をしていた。(条例第 19 条関連)
- (ウ) 卸売予定数量等の報告について、市長による公表がされていない。(条例第 45 条関連)
- (エ) 使用料を徴収している其他事業者について、使用許可の文書が存在しておらず、保証金の預託もされていない。また、光熱水費についても徴収していない。(条例第 52 条及び第 58 条関連)
- (オ) 使用許可をしている市場施設において、転貸禁止であるにもかかわらず無届で自動販売機が設置されていた。(条例第 53 条関連)